

ボアソナード民法典論争



* 梶山家文書1956～1961「ボアソナード氏起稿再閱 修正民法草案註釈」（第2編上・下，第3編上・下，第4編・第5編）。ボアソナードの民法は5編からなりますが，特に日本固有の慣習を考慮する必要のある親族法・相続法の部分は，日本人の委員によって起草されました。上の資料に「第1編」（親族法の部分）がないのはそのためです

解説

ボアソナードはフランスの法学者で，1873（明治6）年，いわゆる「お雇い外国人」の一人として明治政府に招かれました。政府は不平等条約改正のためにも近代的な法典の整備を急ぎ，彼の起草した最初の刑法・治罪法（刑事訴訟法）は1882（明治15）年から施行されました。

次いで彼は一般社会の基本的ルールである民法を起草しました。彼の民法は1890（明治23）年に公布されましたが，その施行を前に，国情に合わないとの批判や大論争がまきおこり（民法典論争），結局施行されないまま不採用とされ，家制度を中心とする新たな民法（明治民法）が1898（明治31）年から施行されました。写真は，その日の目を見なかったボアソナードの民法の注釈書です。

彼は「日本近代法の父」ともよばれ，教育者としても多くの法律家を育てました。また1887（明治20）年には，井上馨の条約改正案での外国人判事の任用に反対して明治政府に有益な助言をするなど，重要な役割を果たしました。